

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月10日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

香川県立ミュージアム規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第11条 <u>第1号から第6号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料を、第7号に該当する者については特別展示室を観覧する日に限り歴史展示室及び企画展示室の観覧料を免除する。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 特別展示室を観覧する者</u></p> <p>2～7 略</p> <p><u>8 第1項第7号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券を提示しなければならない。</u></p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 附属設備及び器具の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室用拡声装置</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料提示装置</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額	略			研修室用拡声装置	略		資料提示装置	略		略			<p>(観覧料の免除)</p> <p>第11条 <u>次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、企画展示室及び特別展示室の観覧料を免除する。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 附属設備及び器具の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室用拡声装置</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講堂用ビデオプロジェクター</td> <td>1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり</td> <td style="text-align: right;">2,630円 330円</td> </tr> <tr> <td>研修室用ビデオプロジェクター</td> <td>1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり</td> <td style="text-align: right;">1,750円 220円</td> </tr> <tr> <td>資料提示装置</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料の額	略			研修室用拡声装置	略		講堂用ビデオプロジェクター	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	2,630円 330円	研修室用ビデオプロジェクター	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	1,750円 220円	資料提示装置	略		略		
区 分	単 位	使用料の額																																			
略																																					
研修室用拡声装置	略																																				
資料提示装置	略																																				
略																																					
区 分	単 位	使用料の額																																			
略																																					
研修室用拡声装置	略																																				
講堂用ビデオプロジェクター	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	2,630円 330円																																			
研修室用ビデオプロジェクター	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	1,750円 220円																																			
資料提示装置	略																																				
略																																					

備考 略
4・5 略

備考 略
4・5 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。